

湘南山手吉井自治会 規約

平成23年5月17日

(規約平成28年 5月17日 施行)

湘南山手吉井自治会

湘南山手吉井自治会 規約

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 本会は、会員相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

(名称)

第 2 条 本会は、湘南山手吉井自治会と称する。

(区域)

第 3 条 本会の区域は、横須賀市吉井 2 丁目 9 番から 17 番まで、吉井 3 丁目（11 番 6 号から 11 番 7 号までを除く。）及び吉井 4 丁目（32 番 30 号から 32 番 37 号までを除く。）とする。

(事務所の所在地)

第 4 条 本会の事務所は、神奈川県横須賀市吉井 4 丁目 18 番 1 号に置く。

第 2 章 会 員

(会員の資格)

第 5 条 第 3 条に定める区域に住所を有する個人は、本会の会員となることができる。

(入会)

第 6 条 本会に入会しようとする者は、入会申込書を会長あて提出し、役員会の承認を得なければならない。

2 本会は、正当な理由がない限り、前条に定めた会員の資格を有する個人の入会を拒まない。

(会費)

第 7 条 会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

2 すでに納入した会費その他の拠出金は、返還しない。

(退会)

第 8 条 本会を退会しようとする者は、退会届を会長あて提出するものとする。

2 会員が死亡、または区域内に住所を有しなくなったときは、退会したものとする。

第 3 章 役 員

(役員)

第 9 条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|---------|---------------|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 2 名 |
| (3) 部長 | 5 名以上 9 名以内 |
| (4) 副部長 | 10 名以上 18 名以内 |
| (5) 会計 | 3 名 |
| (6) 監事 | 2 名 |

- 2 役員は、総会において会員の中から選任する。
- 3 役員は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 部長は、会長・副会長を補佐し、本会の部所を分掌する。
- 4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときはその職務を代理し、部長が欠けたときはその職務を行う。
- 5 会計は、本会の金銭出納について分掌する。
- 6 監事は、地方自治法第260条の12の職務を行う。

(役員任期)

第11条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第12条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、一世帯一名の会員（以下「世帯代表会員」という。）の4分の3以上の同意により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

第4章 総会

(総会)

第13条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会権能)

第14条 総会は、この規約に別に定めるもののほか、本会の運営に関し、重要な事項を議決する。

(総会開催)

第15条 通常総会は、毎年4月に開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会員の5分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
 - (3) 監事が地方自治法第260条の12第4号の規定により招集するとき。

(総会招集)

第16条 総会は、前条第2項第3号に規定する場合を除き、会長が招集する。

- 2 総会を招集するには、会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、その総会において、出席した会員のうちから選出する。

(総会の定足数)

第18条 総会は、世帯代表会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第19条 総会の議事は、この規約に別に定めるもののほか、世帯代表会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会における書面表決等)

第20条 やむを得ない理由のため、総会に出席することができない世帯代表会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の世帯代表会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席した世帯代表会員とみなす。

(総会の議事録)

第21条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
 - (2) 世帯代表会員の現在数
 - (3) 出席した世帯代表会員の数（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。）
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第22条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第23条 役員会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他、総会の議決を要しない本会の会務の執行に関する事項

(役員会の開催)

第24条 役員会は会長が必要と認めたとき、または役員 $\frac{3}{10}$ 以上から会議の目的たる事項を示して請求があつたときに開催する。

(役員会の招集)

第25条 役員会は、会長が招集する。

- 2 役員会を招集するには、役員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日 $\frac{5}{1}$ 日前までに文書をもって通知しなければならない。

(役員会の議長)

第26条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数)

第27条 役員会は、役員の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(役員会の議決)

第28条 役員会の議事は、出席した役員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員会における書面表決)

第29条 やむを得ない理由のため、役員会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、前2条の規定については、出席した役員とみなす。

(役員会の議事録)

第30条 第21条の規定は、役員会の議事録について準用する。この場合において、同条中「総会」とあるのは「役員会」と、「世帯代表会員」とあるのは「役員」と、「書面表決者及び表決委任者」とあるのは「書面表決者」と読み替えるものとする。

第6章 区域内の組織及び定例会

(区域内の組織)

第31条 本会の区域内を班及びブロックに分けて組織する。

2 組織の細部については別に定める。

(定例会)

第32条 本会は会務運営のため、定例会を持つ。

2 定例会の細部については別に定める。

第7章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第33条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載された財産

(2) 会費

(3) 活動に伴う収入

(4) 資産から生ずる収入

(5) その他の収入

(資産の管理)

第34条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、会長が役員会の議決を経て定める。

2 本会の資産で第33条第1号の資産を処分し、又は担保に供する場合には、総会において世帯代表会員の4分の3以上の議決を要する。

3 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第35条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 本会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、その年度開始前までに総会の議決を得なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び収支決算)

第37条 本会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに会長が事業概要報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3箇月以内に総会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第38条 本会が資金の借入れをしようとするときは、総会において、世帯代表会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第39条 この規約は、総会において、世帯代表会員の4分の3以上の議決を得、かつ、横須賀市長の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第40条 本会は、次の事由により解散する。

- (1) 破産
- (2) 横須賀市長の認可取消し
- (3) 総会の決議
- (4) 構成員の欠亡

- 2 総会の決議に基づいて解散する場合は、世帯代表会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

- 3 解散のときに存する残余財産は、本会と類似の目的を有する団体に寄付する。

第9章 雑 則

(委任)

第41条 この規約の施行について必要な事項は、会長が総会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この規約は平成17年 7月25日から施行する。
- 2 この会の設立当初の役員は、第9条第2項及び第3項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第11条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。
- 3 この会の 設立当初の事業年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から平成18年3月31日までとする。

4 この会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第36条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

付 則

この規約は平成21年 5月10日から施行する。

付 則

この規約は平成28年 5月17日から施行する。

湘南山手吉井自治会 細則

令和3年5月9日

(細則令和 3年 5月 9日 施行)

湘南山手吉井自治会

湘南山手吉井自治会 細則

1. 湘南山手吉井自治会規約（以下、規約と記す）の運用を円滑にするため、細則を定める。
2. この細則の条文は、規約に規定された条文に付帯するものとする。

第 1 条 「規約第 5 条 会員の資格」に関する細則

区域に居住しない事業者等も会員となることができる。

第 2 条 「規約第 7 条 会費」に関する細則

- (1) 本会の会費は、一世帯 月額 400 円とし、定期に納入する。

会費の内訳として、一般事業計画予算として、300 円、特別事業計画予算として 100 円とする。

なお、特別事業計画は、自治会館の維持管理費及び建設準備積立金とする。

- (2) 転入等の場合は、翌月より納入する。

第 3 条 「規約第 9 条 役員」に関する細則

- (1) 役員は、会員の中から役員会で推薦することができ、総会において選任する。

- (2) 役員の候補者が必要数に満たないときは、規約第 31 条及び細則第 9 条(1)に定めるブロックのうち、役員候補者を選出していないブロックから、互選により推薦する。

第 4 条 「規約第 10 条 役員の職務」に関する細則

本会に以下の各号の専門部等を配置し担当する。

- (1) 総務部 会の事務局を担当する。
- (2) 防災部 防災・防火等に関する活動を担当する。
- (3) 防犯・交通部 防犯や交通問題に関する活動を担当する。
- (4) 環境衛生部 環境や衛生に関する活動を担当する。
- (5) 福利厚生部 交流活動や健康増進等に関する活動を担当する。

なお、福利厚生機関として、こども会、シニア会、祭り囃子保存会を配置する。

* 監事については、財産の管理状況や役員及び予算の執行状況等を監察し審査を担当する。

第 5 条 「規約第 11 条 役員の任期」に関する細則

- (1) 任期は原則として毎会計年度とする。
- (2) 規約 12 条（1）（2）の事由が発生し役員会等の運営に支障が生じる場合は、その役員の解任及び補欠選任の判断は会長が行う。
- (3) 補欠の役員は、総会において選任されるまでの間、定例会において選任する。
- (4) 期中解任及び補欠選任の承認は、次回の総会で事後承認を受ける。
- (5) 期中解任された場合は、細則 9 条の（4）③の権利は付与されない。

第 6 条 「規約第 1 4 条 総会の権能」に関する細則

総会は、本会の運営に関し、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 役員を選任と解任の承認
- (2) 自治会規約及び細則の制定または改定
- (3) 自治会会費、その他負担金等の決定
- (4) 事業報告の承認、年度事業計画の承認
- (5) 決算報告の承認、年度予算の承認、財産目録報告の承認
- (6) 監事からの監査に関する承認
- (7) 本会の解散または、分割の決定
- (8) 役員会または定例会で承認し、総会で承認または決定すべき重要事項

第 7 条 「規約第 2 3 条 役員会の権能」に関する細則

- (1) 役員会は、総会のほか、定例会に付議すべき事項について議決する。
- (2) 役員会は、自治会会務の執行の権能を円滑に行うため、知識、見識および技術を享受することを目的とし、必要に応じて顧問を置くことができる。

① (顧問の職務)

顧問は役員会等の会務の遂行に協力する。

② (顧問の権能)

顧問は会議に参加し、自治会活動が円滑に運営できるように助言等を行う。
ただし、議決権を持たない。

③ (顧問の選任)

顧問は以下の中から役員会の承認を得て選任する。

ア. 会員。

イ. 特別会員。

* 特別会員とは自治会長を歴任し他の地域へ転出した者。

第 8 条 「規約第 2 4 条 役員会の開催」に関する細則

役員会は原則として毎月 1 回開催する。

第 9 条 「規約第 3 1 条 区域内の組織」に関する細則

(1) (班の数とブロック)

地域を班に分けて組織する。5 個班程度を 1 つのブロックとする。

(2) (班長・副班長及びブロック長の選出)

- ① 班長・副班長は、各班会員の互選により選出し、会長が任命する。

なお、輪番の方法については、各ブロックなり各班のルールによるものとする。

- ② ブロック内における各班長のうち、1 名はブロック長を兼務する。

なお、ブロック長を行った世帯は、班長・副班長の輪番を 1 回免除する。

(3) (班長・副班長及びブロック長の職務)

- ① 班長は、会費等の徴収、並びに配布物や回覧物の伝達など会員相互の連絡にあたる。また、会員からの意見等を、ブロック長まで報告をする。副班長は、それを補佐する。
- ② ブロック長は班長の職務のほか、ブロックの代表として会員からの意見等を本会に反映させるため定例会に参加し、また、本会からの連絡を他の班長に伝える。
- ③ 班長と副班長は、各部所のいずれかに属し活動の補佐をする。

(4) (班長・副班長の任期)

- ① 班長・副班長の任期は1年とする。なお、原則、輪番制として各班内で調整するものとする。但し、副班長は次年度に班長を務めるものとする。また、諸事情により班長等の輪番について各班で調整ができなかった場合は、当該の班長と自治会との協議により、その可否について決定するものとする。なお、可否の基準については、内規を参考にするものとする。
- ② 役員は、班長・副班長を兼務しない。
- ③ 役員を務めた世帯は、班長および副班長の輪番を1回免除される。

第10条 「規約第32条 定例会」に関する細則

(1) (定例会の構成)

定例会は、役員及びブロック長をもって構成する。

(2) (定例会の権能)

定例会は、次の事項について議決する。

- ① 総会または役員会の議決した事項の執行に関すること。
- ② 総会に付議すべき事項。
- ③ その他、総会の議決を要しない本会の会務の執行に関する事項。

(3) (定例会の開催)

定例会は、毎月1回、定期に開催する。また、会長が必要と認めたとき、または構成員の3分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(4) (定例会の招集)

- ① 定例会は、会長が招集する。
- ② 定例会を招集するには、構成員に対し、会議の目的と開催日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに通知しなければならない。

(5) (定例会の議長)

定例会の議長は、会長がこれに当たる。

(6) (定例会の定足数)

定例会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(7) (定例会の議決)

定例会の議事は、出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(8) (定例会における書面表決)

やむを得ない理由のため、定例会に出席することができない構成員は、書面をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前(6)項の規定の適用については、出席した構成員とみなす。

(9) (定例会の議事録)

定例会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 定例会の日時及び場所
- ② 構成員の現在数
- ③ 出席した会員の数(書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。)
- ④ 議決事項
- ⑤ 議事の経過の概要及びその結果

第11条 「規約第34条 資産の管理」に関する細則

- (1) (納金) 本会の会費及び補助金等は、会計に納入しなければならない。
- (2) (帳簿の閲覧) 会員が帳簿の閲覧を請求したときは、閲覧させなければならない。

第12条 「規約第41条 委任」に関する細則

この規約及び細則に無い事項又は疑問が生じたときは、総会で議決されるまでの間、定例会において決議し定める。

第13条 「規約 附則」に関する細則

- (1) この細則は平成17年7月25日から施行する。
- (2) (慶弔金) 会員及び同居する家族には、弔慰金を5000円とする。
- (3) (見舞金) 火災及び自治会活動中の重大な怪我とし、見舞金支給については、役員会において、その状況を精査し協議決定する。
- (4) (親交費) 他町内会等の親交費は、1回につき5000円を限度とする。
- (5) (活動費) 本会の活動を行うための費用は、助成する。
 - ① 公共交通機関の費用は、実費を全額支給する。
 - ② 自家用車の場合は、公共機関と同額を支給する。また、駐車料金は別途精算する。
 - ③ 会議及び町内一斉活動時、必要に応じて飲み物を支給できる。
 - ④ 会議及び活動が3時間を超える場合は、必要に応じて昼食・夕食を支給できる。
 - ⑤ 精算金については、領収書または請求書を会計に提出し受領する。
- (6) この細則は平成26年5月4日から施行する。
- (7) この細則は令和2年5月10日から施行する。
- (8) この細則は令和3年5月9日から施行する。